

## 建物収去、土地明渡し等についての訴えの提起について（市第 20 号議案）

### 1 訴えの提起の目的

（株）加藤定一商店に対して、中区かもめ町の土地（普通財産）を廃棄物集積分別所及び付属事務所（プレハブ造）用地として一時貸付を行っていましたが、当該貸付契約期間が終了したにもかかわらず、事務所等を存置しており、また、貸付料も未納となっていることから、建物収去、土地明渡し及び未払いの貸付料等を請求するものです。

### 2 訴えの提起の概要

（1）契約終了に伴う建物収去、土地明渡し請求

（2）付帯請求

ア 未払い貸付料の支払い（1,397,952 円）

イ 貸付料の支払済みに至るまでの違約金の支払い（年 14.6%の割合）

ウ 土地明渡しまでの間の損害賠償金の支払い（貸付料の 3 倍）

### 3 訴えを提起する理由

（株）加藤定一商店は、平成 21 年度分の貸付料について、納付期限経過後も納付しないことから、これまで、再三の督促及び催告を行ってきました。

しかしながら、貸付料は納付されず、昨年 10 月からは代表者と全く連絡が取れなくなり、現在所在不明となっております。

土地の貸付契約は、本年 3 月 31 日で終了していますが、土地の原状回復及び返還がなされておらず、その後の土地活用に支障をきたしています。

そのため、約定で定めた土地の明渡しや貸付料の支払い義務について任意の履行が望めないため、地方自治法施行令第 171 条の 2 第 3 項の規定により訴えを提起するものです。

### 4 訴えを提起する相手方

（1）所 在

横浜市南区山王町 1 丁目 8 番地

（2）名 称

株式会社加藤定一商店

代表取締役 加藤 千恵子

(参 考)

1 物件目録

(1) 土 地

所在：横浜市中区かもめ町 66 番地

面積：481.39 m<sup>2</sup>

(2) 建 物

所在：横浜市中区かもめ町 66 番地

ア 車 庫

構 造：軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ふき平家建

面 積：77.76 m<sup>2</sup>

イ 事務所

構 造：プレハブ造 2 階建

床面積：1 階 25.92 m<sup>2</sup> (図面より)

2 階 25.92 m<sup>2</sup> (図面より)

(3) その他工作物

所在：横浜市中区かもめ町 66 番地

種類：万能板、キャスターゲートその他工作物

数量：一式

2 貸付料督促等の経緯

平成 21 年 4 月 1 日	横浜市は、(株)加藤定一商店と平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までを貸付期間とする中区かもめ町の土地の一時賃貸借契約を締結
6 月～8 月	平成 21 年 1 期分の納付期限を過ぎても貸付料が納付されないことから、相手方に対し電話により督促
9 月 4 日	督促状・催告書を相手方に手交し、未払い貸付料の支払を請求
平成 22 年 1 月 28 日	相手方に催告書を送付したが、あて先不明により返送
4 月 1 日	貸付期間終了後、本件土地に設置した建物等を収去せず、土地の返還義務が履行されなかった

# 案内図



# 位置図

